

意見公募時の案との差異

定めた命令等	意見公募手続を実施した命令等の案
<p>(訴訟の援助の申請等)</p> <p>第一条 (略)</p> <p>2 防衛大臣は、前項の規定による申請があったときは、<u>次条及び第三条の規定に従い、</u>訴訟の援助を行う。</p>	<p>(訴訟の援助の申請等)</p> <p>第一条 (略)</p> <p>2 防衛大臣は、前項の規定による申請<u>並びに次条及び第三条の規定に基づいて、</u>訴訟の援助を行う。</p>
<p>(償還金の支払の猶予等の申請等)</p> <p>第四条 法第十八条ただし書の規定により償還金の支払の猶予又は立替金の償還の免除を受けようとする者は、防衛大臣にその旨を申請しなければならない。</p> <p>2 防衛大臣は、前項の規定による申請があったときは、<u>次条から第九条までの規定に従い、</u>法第十八条ただし書の規定により償還金の支払の猶予又は立替金の償還の免除を行う。</p>	<p>(償還金の支払の猶予等の申請等)</p> <p>第四条 法第十八条ただし書の規定による償還金の支払の猶予又は立替金の償還の免除を受けようとする者は、防衛大臣にその旨を申請しなければならない。</p> <p>2 防衛大臣は、前項の規定による申請<u>及び次条から第九条までの規定に基づいて、</u>法第十八条ただし書の規定による償還金の支払の猶予又は立替金の償還の免除を行う。</p>
<p>(償還金の支払の猶予)</p> <p>第五条 法第十八条ただし書の規定による償還金の支払の猶予は、訴訟の援助として訴訟に関する費用の立替えを受けた者(以下この条及び第八条において「債務者」という。)が次の各号のいずれかに該当し、かつ、当該償還金を支払うことが一時的に困難となっていると認められる場合<u>(債務者が法第十八条ただし書の規定により償還金の支払の猶予を受けている場合にあっては、当該償還金を支払うことができる見込みがないと認められる場合を含む。)</u>に限り、行うものとする。</p> <p>一・二 (略)</p>	<p>(償還金の支払の猶予)</p> <p>第五条 法第十八条ただし書の規定による償還金の支払の猶予は、訴訟の援助として訴訟に関する費用の立替えを受けた者(以下この条及び第八条において「債務者」という。)が次の各号のいずれかに該当し、かつ、当該償還金を支払うことが一時的に困難となっていると認められる場合に限り、行うものとする。</p> <p>一・二 (略)</p>
<p>(償還金の分割支払)</p> <p>第六条 防衛大臣は、法第十八条ただし書の規定により償還金の支払の猶予を行う場合には、<u>当該償還金の額を適宜分割してその支払期限を定めることができる。</u></p>	<p>(償還金の分割支払)</p> <p>第六条 防衛大臣は、法第十八条ただし書の規定による償還金の支払の猶予を行う場合には、<u>当該償還金の額を適宜分割してその支払期限を定めることができる。</u></p>
<p>(支払期限後における償還金の支払の猶予)</p> <p>第七条 防衛大臣は、償還金の支払期限<u>(法第十八条ただし書の規定による償還金の支払の猶予後の支払期限及び前条の規定により定められた支払期限を含む。)</u>後においても、当該償還金について法第十八条ただし書の規定により償還金の支払の猶予を行うことができる。この場合においては、既に発生した支払の遅滞に係る損害賠償金は、徴収すべきものとする。</p>	<p>(支払期限後における償還金の支払の猶予)</p> <p>第七条 防衛大臣は、償還金の支払期限後においても、当該償還金について法第十八条ただし書の規定<u>及び前二条の規定</u>による償還金の支払の猶予を行うことができる。この場合においては、既に発生した支払の遅滞に係る損害賠償金は、徴収すべきものとする。</p>